

東京都市計画用途地域 総括図〔東京都決定〕

原案

変更箇所
桜台三丁目、氷川台三丁目各地内

注意事項

1. 本図は、用途地域、特別用途地区（＝特別工業地区）、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へ備え置く指定図で確認してください。
(1) 練馬区都市整備部都市計画課（本庁舎16階）
(2) 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 都市計画相談担当（都庁第二本庁舎12階）
2. 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2（都市施設等）」をご覧ください。
3. 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定（帯状に道路両側に指定されているもの）では、基本図には道路と敷地の境界線から20mまたは30mで「30m」の表示があります。
4. 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。
5. 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください。
(<https://www.city.nerima.tokyo.jp/>)
「地図情報ねりまっぴ」で検索し、テーマ「都市計画情報」をご確認ください。

用途地域（特別用途地区）	
一低	第一種低層住居専用地域
一	第一種中高層住居専用地域
住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	工業地域（特別工業地区）
工業	工業地域

高度地区	
①	第1種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m③	35m第3種高度地区

防火地域等の指定	
***	防火地域
**	準防火地域
*	防火指定なし
新たな防火規制区域	
（点線）	新たな防火規制区域
風致地区	
（点線）	風致地区

